

# 議 案 概 要

〈令和8年第1回定例会〉

【2日目追加提案】

向 日 市

議案件数	1 件
条例案件	1 件

議案第 26 号 向日市国民健康保険条例の一部改正について----- 1

## 議案第 26 号 向日市国民健康保険条例の一部改正について

[市民サービス部医療保険課]

### [改正の趣旨]

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの

### [改正の内容]

#### (1) 子ども・子育て支援金制度

少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い及び連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収するもの

#### (2) 賦課限度額の引上げ（保険料年間上限金額の改正）

	(現 行)		(改正後)
○基礎賦課分	<u>66 万円</u>	→	<u>67 万円</u>
○後 期 分	26 万円	→	26 万円
○介 護 分	17 万円	→	17 万円
計	<u>109 万円</u>	→	<u>110 万円</u>

#### (3) 保険料軽減判定基準の見直し

（軽減判定所得の算定における被保険者数に乘じる金額の改正）

	(現 行)		(改正後)
○ 5 割軽減	<u>30.5 万円</u> ×被保険者数	→	<u>31 万円</u> ×被保険者数
○ 2 割軽減	<u>56 万円</u> ×被保険者数	→	<u>57 万円</u> ×被保険者数

[施行期日] 令和 8 年 4 月 1 日

[参考] 今回の改正による影響

子ども・子育て 支援金制度	賦課限度額	軽減判定基準
一世帯あたり保険料  年額 4,200 円  ※厚労省試算	限度額超過世帯  基礎分 131 世帯 → 126 世帯 ※R7.1 現在	軽減対象世帯  5 割及び 2 割軽減 1,440 世帯 → 1,461 世帯  ※R7.1 現在